

大口町告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成22年 1月15日

大口町長 森 進

路線 番号	路線名	区 間	供用開始年月日
1221	秋田 1 2 1 号線	大字秋田字東郷前 100 番地先 大字秋田字東八丁 5 番 12 地先	平成 22 年 1 月 16 日 (告示の日の翌日)